

第 1 章 計画の基本事項

1-1 計画策定の背景と目的

【環境基本計画の策定】 ※ 現行計画の記述を集約しました。

本市では、平成 18 年に制定した「防府市環境保全条例」に基づき、同年に平成 18 年度から平成 22 年度までを計画期間とした（後に平成 23 年度まで期間を延長。）、「防府市環境基本計画」を策定しました。この計画においては、「“元気”に住める環境づくり」を基本目標とし、目標実現に向けて 5 つの長期目標（Ⅰ地域の環境にやさしいまちの実現、Ⅱ循環を基調とする環境に配慮したまちの実現、Ⅲ自然と人が共生する豊かで潤いのあるまちの実現、Ⅳ防府の“たたずまい”が感じられるまちの実現、Ⅴ地球環境にやさしいまちの実現）を掲げ、環境保全の取組を進めてきました。

また、これまでの取組の状況や社会状況の変化、新たな課題などを踏まえ、目標や具体的な取組などを見直し、平成 24 年に、平成 24 年度から平成 33 年度を計画期間とした、新たな「防府市環境基本計画」を策定し環境保全への取組を推進しています。

【本市を取り巻く社会状況の変化】

国では、平成 24 年 4 月に第四次「環境基本計画」を策定し、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の発生なども踏まえ、環境政策の方向性として、環境行政の目標である持続可能な社会を、「低炭素」、「循環」、「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会と位置づけました。

また、平成 24 年 7 月には、再生可能エネルギーの普及を図ることを目的に、「固定価格買取制度」を開始したほか、平成 26 年 4 月には、中長期のエネルギー需給構造を視野に入れ、今後取り組むべき政策課題と、長期的、総合的かつ計画的なエネルギー政策の方針をまとめた、第四次「エネルギー基本計画」を策定しています。

県では、平成 25 年 10 月に環境に関連する重要な計画等に対応する上位計画として、第三次「山口県環境基本計画」を策定しています。また、これに先立って、平成 25 年 3 月には、「山口県再生可能エネルギー推進指針」を策定しているほか、平成 25 年 7 月には、環境・エネルギー産業の育成・集積を図ること等を掲げた「やまぐち産業戦略推進計画」を策定しています。

また、平成 26 年 8 月には、県の産業特性や地域特性をいかした独自の取組を進める 5 つの施策の柱を新たに設けた、「山口県地球温暖化対策実行計画」、平成 28 年 3 月には、県民・事業者総ぐるみによる 3R の推進や、廃棄物の適正処理の推進等を基本方針とした、「山口県循環型社会形成推進基本計画（第 3 次計画）」を策定しています。

【環境基本計画の中間見直し】

本計画では、基本目標に対して数値目標を設定しているほか、各基本施策においては満足度指標及び進捗管理指標を設定し、計画の進捗状況の評価を行っています。

今回、計画期間の中間年度にあたり、本市を取り巻く社会状況の変化や計画の進捗状況を踏まえ、施策等において見直しを行うものです。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、「防府市環境保全条例」に基づき策定されるもので、本市における環境の保全の最も基本となる計画であり、関連計画と整合を図りながら第四次防府市総合計画で表した将来都市像を環境面から実現するための計画です。

なお、一事業者・一消費者としての市（市役所）による環境の保全への取組については、別途に「防府市役所環境保全率先実行計画」を策定し、その確実な実行を確保します。また、本市の環境の状況、本計画及び「防府市役所環境保全率先実行計画」の進捗状況については、毎年度発行する「防府市の環境」により公表します。

1-3 計画の範囲

本計画の対象とする地域は防府市全域とし、対象者は防府市民・市内の事業者・行政を主体とし、市内で働く人、学ぶ人、活動を行う人・団体も含まれます。

また、対象とする政策分野は、第四次防府市総合計画「防府まちづくりプラン 2020」（計画期間：平成 23 年度～平成 32 年度）基本計画の“分野別計画”で示された以下の環境関連施策とします。

- | | | |
|-------------|-----------------|--------------|
| ・ 環境保全対策の推進 | ・ 水産業の振興 | ・ 生活交通の充実 |
| ・ 循環型社会の形成 | ・ 工業の振興 | ・ 上下水道の整備 |
| ・ 環境衛生の推進 | ・ 観光の振興 | ・ 公園・緑地の整備 |
| ・ 農業の振興 | ・ 広域交通ネットワークの整備 | ・ 適正な土地利用の推進 |
| ・ 林業の振興 | | |

1-4 計画の期間

本計画の期間は、平成 24 年（2012 年）度から平成 33 年（2021 年）度までの 10 年間としていますが、中間年度である平成 28 年度に、社会状況の変化や進捗確認年度である平成 27 年度の状況を踏まえ、一部施策の見直しを行うものです。

H22 年 度	H23 年 度	H24 年 度	H25 年 度	H26 年 度	H27 年 度	H28 年 度	H29 年 度	H30 年 度	H31 年 度	H32 年 度	H33 年 度	H34 年 度
計画改訂	目標基準年度				進捗確認年度	施策等の見直し				進捗確認年度	次期計画の検討 目標年度	
		← 計 画 期 間 →										

